

## 各手続きに必要な提出書類・費用及び手続可能な場所の一覧

		鑑札登録されている犬の手続き						狂犬病予防注射に関する手続き		
		登録	登録事項の変更	死亡	鑑札・注射済票の再交付		マイクロチップの除去※7	鑑札の返却※7	狂犬病予防注射・注射済票交付	注射済票の交付※5
必要な提出書類		犬の新規登録	犬の登録事項変更届	犬の死亡届	鑑札（注射済票）再交付申請書		犬のマイクロチップ除去届	犬のマイクロチップ装着鑑札提出届	—	—
必要な物		—	旧鑑札（市外からの転入のみ）	鑑札、注射済票	—	—	—	鑑札	鑑札、マイクロチップ登録証明書又は狂犬病予防注射のお知らせはがき※2	狂犬病予防注射済証
手数料		3,000円	無料※1	無料	1,600円	340円	無料	無料	注射料金※6+550円	550円
手続可能な場所	市保健所生活衛生課	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	玉山総合事務所住民福祉課	○	○	○	○	○	×	○	×	○
	動物病院(市内、滝沢市内、矢巾町内)※3	○	○※4	○	○	○	×	○	○	—
	玉山総合事務所各出張所	×	×	○	×	×	×	×	×	×
	岩手県電子申請システム	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ぴったりサービス(マイナポータル)	×	○(転入を除く)	○	×	×	×	×	×	×

環境省「マイクロチップ情報登録」で登録されている犬の手続きは、当該サイト上で行うようにしてください（ただし、狂犬病予防注射に関する手続きを除きます。）。

※1：既に交付されている鑑札を紛失している場合、鑑札再交付手数料として別途1,600円が必要です。

※2：毎年4月上旬に、飼い主へ送付しているはがきです。

※3：市と契約している動物病院のみ。

※4：鑑札がない場合、対応できない場合があります。

※5：手続可能な動物病院以外で注射し、**狂犬病予防注射済証（紙書類）**を持っている場合に行う手続きとなります。

※6：狂犬病予防注射の料金は、動物病院によって異なりますので、各動物病院へお問い合わせください。

※7：環境省「マイクロチップ情報登録」に登録され、鑑札とみなされたマイクロチップを装着している犬のみが対象となります。

注  
意  
点